

温泉法（抄，一部省略）

昭和23年7月10日法律第125号 ~ 改正平成5年11月12日法律第89号

第一章 総則

第一条 目的

この法律は、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することをもって目的とする。

第二条 定義

この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水、及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。なお、「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。

第二章 温泉の保護

第三条 土地掘さく許可

- 温泉をゆう出させる目的で土地を掘さくしようとする者は、総理府令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。
- 前項の許可を受けようとする者は、掘さくに必要な土地を掘さくのために使用する権利を有する者でなければならない。
- 都道府県知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して許可を与えるときは、あらかじめ通商産業局長に協議しなければならない。

第四条 許可・不許可の基準

都道府県知事は、温泉のゆう出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があると認めるときの外は、前条第一項の許可を与えなければならない。不許可の処分は、理由を附した書面をもってこれを行わなければならない。

第三章 温泉の利用

第十三条 温泉の成分等の掲示

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見易い場所に、総理府令の定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならない。

別表

一 温度（温泉源から採取されるとき温度とする。） 摂氏25度以上

二 物質名

1. 温度（温泉源から採取されるとき温度とする。）	摂氏25度以上
2. 物質（左に掲げるもののうち、いずれか1）	
物 質 名	含 有 量（1キログラム中）
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量 1,000 ミリグラム以上
遊離炭酸	250 ミリグラム以上
リチウムイオン	1 ミリグラム以上
ストロンチウムイオン	10 ミリグラム以上
バリウムイオン	5 ミリグラム
フェロ又はフェリイオン	10 ミリグラム以上
第1マンガンイオン	10 ミリグラム以上
水素イオン	1 ミリグラム以上
臭素イオン	5 ミリグラム以上
沃素イオン	1 ミリグラム以上
ふっ素イオン	2 ミリグラム以上
ヒドロヒ酸イオン	1.3 ミリグラム以上
メタ亜ヒ酸	1 ミリグラム以上
総硫黄	1 ミリグラム以上
メタほう酸	5 ミリグラム以上
メタけい酸	50 ミリグラム以上

重炭酸そうだ	340 ミリグラム以上
ラドン	20 (百億分の 1 キュリー単位) 以上
ラジウム塩	1 億分の 1 ミリグラム以上